

認定番号	01P-093-01
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	橋本店・河北建設・長谷川建設共同企業体
作業所名	諏訪町ポンプ場建設工事作業所
作業所所在地	宮城県仙台市太白区諏訪町地内
工期(自)～(至)	平成29年4月3日～平成31年3月29日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	その他(汚水ポンプ場建設工事)
工事概要 (120字以内)	合流式下水道おける雨天時越流水対策として建設。 土留工-地中連続壁工(4,199 m ²)、切梁・腹起し工(H300～H400、5段) 補助地盤改良工-薬液注入工(2重管ダブルパッカー-1,187本) 躯体工(ポンプ場本体)-コンクリート24N(6,008 m ³)、鉄筋D13～D32(818t)

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

①設置されている機器類の写真、

②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください

①



[屋根付き屋外休憩場]



[作業員休憩所(2F)]



②日除けが設置されている屋外休憩場を設け、作業員休憩所にはエアコン2台設置している。

【黒球温度計付き WBGT】は、現場事務所前の日当たりのいい場所に設置。任意の設定値を設定することが可能。設定値になると、ブザーが鳴り警告をする仕組みになっている。

【携帯型熱中症計】を、職員・現場職長に貸出しを実施。

現場のどの場所においても、目安として数値を確認することができる。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

① 飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください

①-1 冷蔵庫



①-2 冷蔵庫の中(OS1 を常備している)



①-3 給茶機設置



①-4 ボタンアップ写真



①-5 塩飴、塩キャラメルの常備



- ①-1、①-2 の写真は、1F の現場事務所冷蔵庫に OS1 を常備している写真である。職員・作業員が急に体調が悪くなった際に、即対応できるように 1F の現場事務所に常備している。
- ①-3、①-4 の写真は、2F の作業員休憩室に設置している給茶機の写真である。外仕事がメインの作業員が、気兼ねなく水分を補給できるように設置している。
メニューには、Hot と Cold のお茶やビタミン C ドリンクを用意し、熱中症対策も兼ねている。
- ①-5 の写真は、カウンターに熱中症対策である塩飴、塩キャラメルを常備している写真である。

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください

①



②

○ラバー発熱体 3枚セット

薄くて、軽くて、柔らかい、厚さ約1mmのラバー発熱体を採用。発熱体には温度制御装置が付いており、一定の温度をキープするため、快適に利用できる。

発熱体は、背中に2カ所おなかに1カ所装着するため、体を両側から暖める。

○充電式リチウムイオンバッテリー

暖かさが長時間継続する。

○裏地にアルミプリント生地を採用したことにより、保温効果大幅UP。

③冬季において、作業員に【充電式あったかベスト】の貸し出しを実施。

希望がある作業員に貸し出しできるように、事務所に常備している。

④体をあまり動かさない作業員(ミキシングプラント・交通誘導警備員)への貸出しが主であり、好評である。

【審査項目④】《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

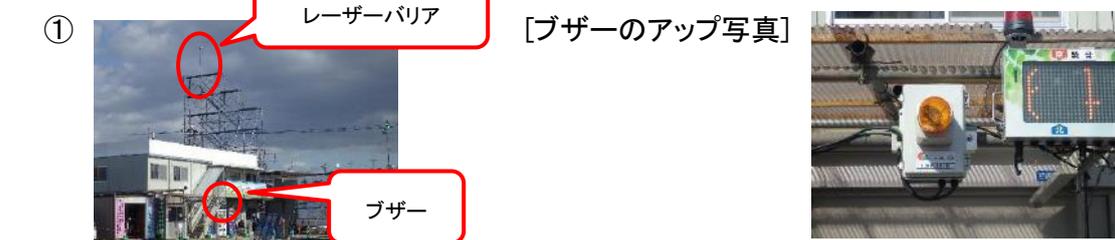
①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



②事務所に、騒音計・振動計・雨量計・風向風速計を設置している。作業中、数値の見える化により日々安全対策に努めている。

■施策(二)



②送電線 6.6 万 V 接触事故防止対策—レーザーバリアの設置

上空 16.5mレーザーバリアを設置している。レーザーバリアに重機等が触れると、ブザーが鳴り警告する仕組みになっている。

■施策(三)



②安全通路に緑のカラーコーン設置。

色を使い分けることで、明確化する。(緑—安全通路、赤—資材置き場・立入禁止)

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



②現場の照度確保状況。
テラスター2台と、水銀灯1台の計3台を
設置している。

■施策(二)



②鉄板敷設。
作業エリアの全面に敷鉄板することで、
施工基面の強化及び防塵対策になる。

■施策(三)

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①-1 [全景・過積載計測状況] ①-2 [トラックスケール]



①-3 [プリンター記録装置]



②計量部は、薄型コンパクト設計で持ち運びが可能、バッテリー充電式で電源不要なので場所を選ばずどこでも手軽に計量ができる。

簡易ロードセルを用いた過積載管理の省力化。

■施策(二)

①



②ダンプトラック等荷台への可搬式昇降設備を用い負担軽減及び転落防止対策。

■施策(三)

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①

[ポスター]



[安全教育訓練状況]



[LOOKca 装着]



②VR 事故体験・安全教育【LOOKca】

重機接触災害防止に努めるため、安全教育教材として導入。さまざまなシチュエーションを仮想体験ができる。

なぜ事故が起きたのか、実際の被災者の視点はどうだったのか、をリアルに体験できるため口頭・紙面教育より伝わりやすい。

■施策(二)

■施策(三)

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
 をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること

①-1 男性トイレ



①-2 女性トイレ



①-3 国土交通省が定める【快適トイレ】に認定。

②男女別のトイレを設置。

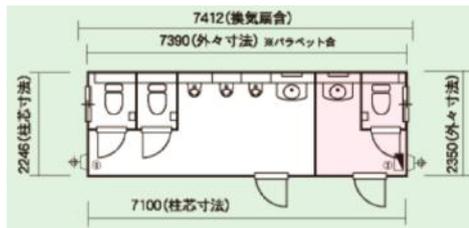
衛生面において、トイレ掃除用品を常備している。

機種名 : CT-72J サニタリーユニット B タイプ

認定番号 : 017-04

認定年月日 : 2017年10月24日

NPO 法人 日本トイレ研究所



【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

①



②1F(現場事務所)と2F(作業員休憩所)にエアコンをそれぞれ2台ずつ設置している。

(5馬力・三相200V-4台)

冬季は、エアコンを加えストーブを使用し、1年を通して快適な室温を保っている。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

①



② 屋外の喫煙所設置。(分煙) 雨よけ、ベンチ、灰皿の設置。
事務所内及び作業員休憩室内は、全面禁煙にしている。

【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

該当なし

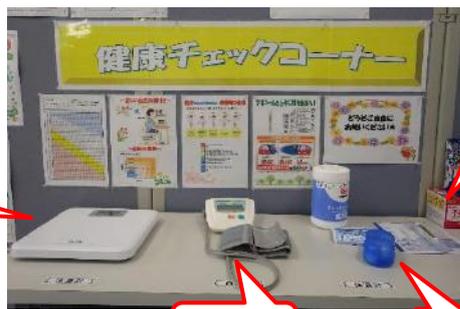
【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①



体重計

アルコールチェッカー

血圧計

体温計

②夏季における熱中症、冬季における風邪や高血圧症のチェックがいつでもできるように、健康チェックコーナーを設置した。

■施策(二)

①



トランポリン

ワンダーコア

レッグマジック



②運動施設(いきぬきルーム)を2F(作業員休憩室)に設置する。1日1分から、軽い気持ちで運動ができるような、器具を選んだ。また、器具それぞれの使用方法を掲示して、運動を誘発する。

■施策(三)

① [実施風景]



[ポスター]



②バランスボールタイムを午後1時～午後3時の2時間設定している。事務所のデスクワークの時間、椅子の代わりにバランスボールを使用している。(各自任意)
バランスボールは座るだけで、体幹を鍛えることができる。

【審査項目⑬】 ≪その他、利便性向上のための施設、設備≫

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

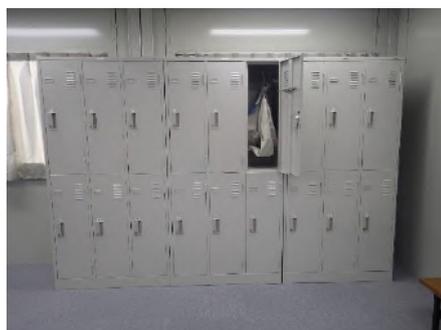
①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)

①



②2F(作業員休憩室)に鍵付きロッカーの設置。

鍵つきのため、貴重品を保管できる。

■施策(二)

①



③ 女性専用の更衣室を設置し、外から見えないように目隠し用のカーテンを設置している。
鍵つきロッカーのため、貴重品を保管できる。

■施策(三)

①



②事務所前に自動販売機を2台設置。

その日の気分で、種類を選べる。

100円に金額を設定しているため、休憩時
購入しやすい価格になっている。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)

①



②冷蔵庫・電子レンジの設置。

■施策(五)

①



②2F の作業員休憩室に設置している給茶機の写真である。外仕事
がメインの作業員が気兼ねなく水分を補給できるように設置している。また、メニューには、ビタミン C
ドリンクがある。

■施策(六)

①



②洗面所の設置。

鏡があるので、身だしなみのチェックができる。

ハンドソープ、消毒液の常備。

また、タオルの共用は感染の元になるので、ペーパータオルを常備して防止対策に努めている。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

① 周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください

① 【事務所内全景写真】



【1箇所目 アップ】

【2箇所目 アップ】



②現場乗込み前に、加入の有無を書面で確認する。

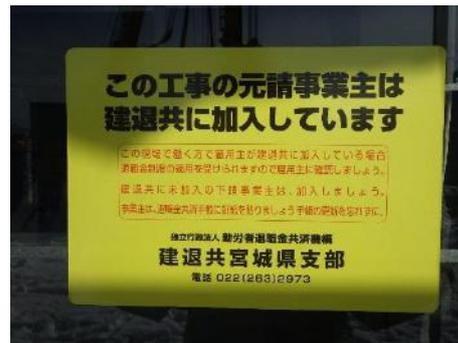
事務所、打合せ室へ加入促進ポスターを掲示している。

【審査項目⑮】《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
- ③加入周知の方法、
について、ご記載ください

①事務所入り口



②2F(作業員休憩室)に掲示。



- ③現場乗込み前に加入者一覧表を受領し、新規入場時に確認。
事務所、休憩所へ加入促進ポスターを
掲示している。

【審査項目⑯】《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

自主行動計画の作成

- ① 自主行動計画に記載し、長期計画を実施中。その旨を下請けにも周知して実践している
- ② 生産性向上(ICT、BINCIM化等)による対応を現場単位で実施中。社内では社内基幹システム「ガリバー」導入による大規模刷新を図り、大幅な生産性向上を行った。
- ③ 毎年フォローアップを行う体制を構築し、是正に努める



平成30年3月1日

株式会社 橋本店

「働き方改革と建設業適正取引推進」にむけた自主行動計画

「建設業の長期ビジョン ～再生と進化に向けて～」に基づき、週休二日の取組、長時間労働の是正、生産性の向上を行っています。

1. 長時間労働の是正(目標2024年度(25.3.31)までに達成)

(1) 週休二日の取組
週休二日の推進に向け、3年以内の普及を目標とし、建設工事における適正な工期設定等のガイドラインに沿って、当該工期の考え方を発注者に対して適切に説明するとともに適正な工期の設定に努める。

- 2018年度は4週6休、
- 2019年度は4週7休、
- 2020年度は4週8休(70%実施)。
- 2021年度は4週8休(100%実施)。

(2) 長時間労働の是正

・繰り延べ時間の削減のためには、時間外労働の上限を45時間以内の基準を設け、これを段階的に強化し、実施状況を毎年検証し、時間外労働の削減方策の改善を図る。

- 2018年度は月60時間、年間720時間、
- 2022年度は月45時間、年間540時間、
- 2023年度は月平均30時間、年間360時間、

2. 生産性の向上

・生産方式の効率化(規格化、標準化など)、ICTの活用、設計・施工一貫方式の普及促進、適正工期設定プログラム活用などを、発注者の協力も得て取り組むとともに、毎年度フォローアップを実施する。

自主行動計画 計画表 平成30年1月19日

週休二日の取組(2021年までに改善)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
日建連取組 週休二日	[達成済み]						
当社は2021年までに達成	[達成済み]						
年間休日104日 4週6休	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]
4週7休	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]
4週8休(70%達成)	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]
4週8休(100%達成)	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]

長時間労働

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
宮城労働局 月45時間年間360時間	960	840	720	540	360	270	180
日建連取組 年間720時間	960	840	720	540	360	270	180
当社は2021年までに達成	[達成済み]						
月60時間 年間720時間	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]
月45時間 年間540時間	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]
月平均30時間 年間360時間	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]	[達成]

原稿の適用除外等の取扱

建設事業については、建設基準法の適用除外とされている。これに対し、今回は、原則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般原則の施行日の5年後に、原則付き上限規制の一般則を適用する。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取り組みを強化して実施する。

取引条件改善など業種ごとの取組の推進

業種別取組については、適正な工期設定や適切な発注条件の確保、週休二日の推進等の休日確保など、関係も念めた発注者の理解と協力も不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設け、週休二日の推進等の取組を進め、関係者間の理解と協力を図る。また、関係者間の理解と協力を図るため、関係者間の協議会を設け、関係者間の理解と協力を図る。また、関係者間の協議会を設け、関係者間の理解と協力を図る。

企業本社への監督指導等の強化

適正な工期設定のための特別チームによる重大案件の取組などを進めるとともに、企業トップの責任と自覚を促すため、適正な時間外労働等が取組事業で認められた企業などには、従来の事業場単位だけでなく、企業本社への立ち入り調査や、企業幹部に対するフォローアップを含めた指導を行い、是正的な改善を求める。また、企業名公表制度について、複数事業場で月80時間超の時間外労働状況がある場合は公表して強化する。

<p>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p> <p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着工日が平成28年12月1日以前の場合 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績 ・着工日が平成28年12月1日より後の場合 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績 			
期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
平成29年5月	6	7	6(土)、7(日)、13(土)、14(日)、20(土)、21(日)、28(日)
6月	6	8	3(土)、4(日)、10(土)、11(日)、17(土)、18(日)、24(土)、25(日)
7月	7	9	2(日)、8(土)、9(日)、15(土)、16(日)、22(土)、23(日)、29(土)、30(日)
8月	6	12	6(日)、11(金)～20(日)、27(日)
9月	6	7	2(土)、3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、24(日)、30(土)
10月	7	10	1(日)、7(土)～9(日)、14(土)、15(日)、21(土)、22(日)、28(土)、29(日)
11月	6	10	3(金)～5(日)、11(土)、12(日)、18(土)、19(日)、23(木)、25(土)、26(日)
12月	7	11	2(土)、3(日)、9(土)、10(日)、16(土)、17(日)、23(土)、24(日)、29(金)～31(日)
平成30年1月	6	14	1(月)～8(月)、13(土)、14(日)、20(土)、21(日)、27(土)、28(日)

【審査項目⑱】《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

「新しい勤怠システムの導入」

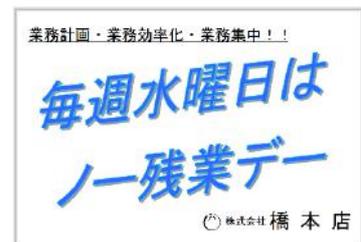
- ① 今まで紙ベースで管理していた勤怠管理を新しい勤怠管理システムを導入することで数値化が図れるようにした。
- ② 2018年度は4週6休取得に取り組み、適切な代休、有給取得に向け会社専用カレンダーを作成した。
- ③ 達成可能となるように勤怠システムで上限を設定して管理している。



■施策(二)

「ノー残業デー」

- ① 毎週水曜日はノー残業デーに全社を上げて設定している。
- ② ポスターを作成し、周知している。
- ③ 新勤怠管理システムで確認し、各部門ごとにノー残業デーの実施状況を管理している。



■施策(三)

「朝残業に切り替えよう」

「昼休みは11時50分から」

- ① 働き方改革の考え方も直し、様々な取組を実施
- ② 「朝残業」は電話や打合せ、通勤時間の短縮から効率のいい朝に残業をするようにしている。

昼休みを10分早める事で、ランチタイムの混雑の待ち時間短縮やエレベーター待ちを解消し、より長く昼休みを確保できるようにしている。(会社規定でポスター無)

- ③ 上記により、浮いた時間で昼休みに少し働き、定時退社推進に貢献している。



【審査項目⑱】 《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

該当なし

【審査項目⑳】《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①[実施風景]



②女性パトロールの実施。

女性現場技術者と女性現場事務員により結成。

2ヶ月に1回、所長の説明・指導のもと女性目線の現場パトロールを実施し、結果を点検簿につけている。

掲示物が見やすく、かわいらしくなるなどの効果があった。

[パトロールの改善結果]



■施策(二)

①



②事務所に目安箱の設置。

職員・作業員からの意見の吸い上げ。匿名希望で投函可。

■施策(三)

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①



②デジタルサイネージ(電子看板)を現場出入り口に設置している。

タイムリーな情報提供を行っている。騒音・振動の数値を表示しており、安全対策に努めている。

◎チャンネル概要

- ・工事概要 ・週間工程
- ・騒音・振動の数値 ・地域の天気予報

■施策(二)

①



②毎月月末に、工事だよりを発行し近隣住民に配布・掲示している。

毎月、所長からの挨拶、工事のおしらせや進捗状況を記載している。

近隣住民の方々へ工事の理解・興味を持っていただけるような内容にしており、月により工事の内容や安全対策の紹介をしている。

■施策(三)

①-1 現場外側



①-2 現場内側



②現場外側に鋼板による仮囲いを行い、現場内側から防音シートによる二重の防音対策をしている。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	2
⑦	最大3	0
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 10

項目	配点	得点
⑪	1	0
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	0
⑳	最大3	3
㉑	最大3	2

合計 Y: 23

総合計: 33

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

・⑦(一):「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。
 →項目⑳として加点しました。

・㉑(三):「建設業に対するイメージアップへの貢献」には該当しないと判断し、加点なしとしました。
 →項目⑤として加点しました。

・そのほか記載のなかった箇所については加点なしとしました。